破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６７６号
埼玉県川越市大字下赤坂376番地１
破産者　小野　寿史（旧姓阪元）
１　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
２　一般調査期日　平成25年２月13日午前11時
平成24年12月26日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８８号
長崎県佐世保市世知原町栗迎28番地の９
破産者　七種　正志
１　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
２　一般調査期日　平成25年３月15日午前11時30分
平成24年12月21日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４０３８号
大阪府八尾市安中町４丁目３番10号
破産者　吉田　秀夫
１　破産債権の届出期間　平成25年２月５日まで
２　一般調査期日　平成25年３月４日午後３時30分
平成24年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６号
埼玉県所沢市緑町２丁目７番６―601号　佐藤ビル
破産者　佐藤　恒雄
１　破産債権の届出期間　平成25年２月６日まで
２　一般調査期日　平成25年３月27日午前10時10分
平成24年12月26日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０８８号
岐阜県羽島郡岐南町徳田９丁目47番地
破産者　岩佐　賢三
１　破産債権の届出期間　平成25年２月７日まで
２　一般調査期日　平成25年３月７日午前11時40分
平成24年12月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８４３号
大阪府枚方市山之上北町５番２号
破産者　株式会社エンタープライズ下村
１　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
２　一般調査期日　平成25年４月18日午後３時30分
平成24年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第８５号
山口県防府市大字高井717番地の47
破産者　河野　且貴
異議申述期間　平成25年１月30日まで
平成24年12月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
熊本県荒尾市川登1907番地274
破産者　堺　　真二
異議申述期間　平成25年３月６日まで
平成24年12月27日　熊本地方裁判所玉名支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３０３２号
東京都新宿区市谷薬王寺町70―1001
破産者　許　　清二
免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
平成24年12月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６０号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目４―14―205
破産者　平野　嘉重
免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
平成24年12月26日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２号
岡山市北区奉還町４丁目21番15号
再生債務者　株式会社ふじうら
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岡山市北区南方１―４―３　アストロビル４階　藤浪法律事務所　弁護士　藤浪　秀一
平成24年12月25日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁80番地19
再生債務者　株式会社宝光堂
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　佐賀県鳥栖市元町1246―６　保険第１ビル２階　弁護士法人はやて法律事務所　鳥栖事務所　弁護士　福島　直也
平成24年12月21日　佐賀地方裁判所武雄支部

再生手続開始

平成２４年（再）第１２号
愛知県豊田市白山町七曲12番地788
再生債務者　豊田乳業株式会社
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年２月12日から平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第２１号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　株式会社大平製作所
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２２号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　宏昌精機株式会社
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
静岡県焼津市中新田1610番地
再生債務者　有限会社アクティ水産
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月21日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再）第１号
大分県別府市大字浜脇1412番地の３
再生債務者　株式会社榮晃建設工業
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月21日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成２０年（再）第８７号
岡山県津山市津山口178番地１、認可決定時の本店所在地大阪市東成区中道３丁目15番16号毎日東ビル４階
再生債務者　株式会社アイテック・ツリタニ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第８８号
岡山県勝田郡勝央町太平台50番地４、開始決定時の本店所在地大阪府東大阪市若江東町６丁目９番53号
再生債務者　株式会社釣谷電子津山製作所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第２２号
大阪市住吉区苅田４丁目２番５号
再生債務者　株式会社西村興産
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部